

はじめに

平成29年度税制改正は、人口減少、少子高齢化といった我が国の構造的な問題への対応が重視されており、日本全体の成長力底上げのための「働き方改革」と「イノベーション」が両輪として位置づけられています。

まず、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円に引き上げられ（改正前の配偶者控除によれば103万円）、150万円を超えると201万円までは控除額が段階的に縮小することになりました。

そして、企業をめぐる税制については、経済の好循環強化に向けた様々な制度が措置されました。これには、競争力強化のための研究開発税制の見直し、賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し、「攻めの経営」を促進するためのコーポレートガバナンス改革や事業再編の環境整備に関する制度が含まれています。さらに、中堅・中小事業者の支援や地方創生を推進するために、地域中核企業向けの設備投資促進税制の創設、事業承継税制の見直し、地方拠点強化税制の拡充などが行われました。また、ビール系飲料等の類似する酒類間の税率格差を解消する取組みも行われました。

その他にも積立型の少額投資非課税制度（NISA）新設、期限切れのエコカー減税について対象車を絞り込んだ上での2年延長など、きめ細かな対応がとられました。

本冊子は、平成29年度税制改正の内容を、図表を用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸いです。